

**科学研究費助成事業 研究成果報告書**

平成 28 年 10 月 17 日現在

機関番号：33919

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2011～2015

課題番号：23530045

研究課題名(和文) 憲法および国際人権法の整合性をめぐる比較研究 - 多文化共生法学の垂直的発展

研究課題名(英文) Comparing Study on the Consistency between Constitutional Law and International Human Rights Law

研究代表者

近藤 敦 (KONDO, ATSUSHI)

名城大学・法学部・教授

研究者番号：30215446

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 4,000,000円

研究成果の概要(和文)：本研究は、憲法および国際人権法の整合性をめぐり、諸外国における学説・判例・法制度の変容を比較分析し、外国人・民族的少数者の権利を実現するための法制度の検討を目的とした。憲法と条約のどちらが優位するのかという抽象的な議論ではなく、どのような国際人権規範の影響を各国の国内人権規範は受け、いかなる学説・判例・法制度の変化がみられるのかを実証的に検証した。そのうえで、権利の性質の判定基準を国際人権規範に求めつつ、憲法の人権規範との整合的な解釈手法を導き、市民的権利、政治参加、労働、社会保障、家族呼び寄せ、人種差別禁止などの多文化共生社会における具体的な課題に応じた法制度のあり方を検討した。

研究成果の概要(英文)：The purpose of the study is to compare the transformation of theories, judicial cases and legal system of foreign countries and investigate the legal system for protect migrant rights. The issue of the consistency between constitutional law and international human rights law is not the abstract issue of the superiority between both laws. The question I have to ask here is which international human rights norms have the influence to the transformation of theories, judicial cases and legal system of each country. In addition, I found the standards of judicial review of the nature of rights in the international human rights norms, showed the way of consistent interpretation between constitutional law and international human rights law, and discussed the solution of the integration issues on civil rights, political participation, labor, social protection, family reunion and anti-discrimination.

研究分野：憲法

キーワード：多文化共生 憲法 国際人権法 外国人 民族的少数者

#### 1. 研究開始当初の背景

C. Heyns and F. Viljoen eds. "The Impact of the United Nations Human Rights Treaties on Domestic Level" Kluwer, 2002 では、オーストラリア、日本、南アフリカの法改正の影響について紹介しているが、憲法解釈の影響に関する分析はみられない。南アフリカの人権およびアフリカ人権条約の研究は、日本では知られていない。また、国際人権規範の発展に対応した各国の法規範の発展および憲法解釈の方法論に関する比較研究も、不十分な状況にあった。

#### 2. 研究の目的

本研究は、憲法および国際人権法の整合性をめぐり、諸外国における学説・判例・法制度の変容を比較分析し、外国人および民族的少数者の権利を実現するための法制度の検討を目的とする。

#### 3. 研究の方法

本研究は、多文化共生法学の垂直的発展を解明すべく、比較憲法解釈の基礎研究と具体的な法制度を検討する応用研究を行う。多文化共生法学とは、国籍や民族などの異なる人々が、互いの文化的ちがいを認め、対等な関係を築こうとしながら、共に生きていく多文化共生社会を築くために不可欠な法制度のあり方を検討する学問研究を意味すべく、研究代表者が考案した用語である。その垂直的発展とは、国際人権規範の発展に対応した国内人権規範の発展を意味する。

比較対象国として、日本国憲法に大きな影響を与えたアメリカ、明治憲法以来の影響がうかがえるドイツをはじめ、様々な点で日本と比較されることも多いイギリス、スウェーデン、カナダ、オーストラリア、ニュージーランドに加え、近年、国際人権規範の影響を強く受けた南アフリカも取り上げる。

憲法と条約のどちらが優位するのかという抽象的な議論ではなく、どのような国際人権規範の影響を各国の国内人権規範は受け、いかなる学説・判例・法制度の変化がみられるのかを実証的に検証する。そのうえで、権利の性質の判定基準を国際人権規範に求めつつ、憲法の人権規範との整合的な解釈手法を導き、市民的権利、政治参加、労働、社会保障、家族呼び寄せ、人種差別禁止などの多文化共生社会における具体的な課題に応じた法制度のあり方を検討した。

#### 4. 研究成果

たとえば、すべての人の教育を受ける権利と国の初等教育を提供する義務に関する社会権規約・子どもの権利条約に対応する憲法26条の整合的な新たな解釈を示す点など、本研究は、主要な民主主義諸国において、国際人権規範の影響を国内人権規範がどのように受けているのかを検証しながら、権利の性質の判断基準として、国際人権規範を用いる

ことが適当であることを考察した。

各国の国内人権規範と人権諸条約との整合性について、外国人および民族的少数者の権利を対象として、市民的および政治的権利、社会的、経済的および文化的権利、家族・女性・子どもの権利、人種差別禁止などの諸論点に応じて、憲法の解釈手法と必要な多文化共生法制に関する立法政策上の課題を解明した。

本研究の成果を反映する著書『人権法』(日本評論社)を2016年夏に刊行する予定である。

#### 5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計 13 件)

近藤 敦「移民統合法制の比較研究 - 医療・保健サービスの受給資格を中心に」名城大学総合研究所紀要 21号 169-172頁 2016年

近藤 敦「外国人の人権に関する憲法と国際人権法からのアプローチ」多文化共生研究年報、13号 1-8頁 2016年 査読有

近藤 敦ほか6人「東北・宮城、東海・愛知における多文化家族への支援：調査報告」名古屋学院大学論集 社会科学篇 52巻2号、211-236頁、2015年

近藤 敦ほか6人「多文化家族への支援に向けて：概要と調査報告」名古屋学院大学論集 社会科学篇 51巻4号、49-84頁、2015年

近藤 敦「移民政策の制約根拠としての人権と比例原則：『融合的保障』による憲法と人権条約の整合性」国際人権 26号、9-14頁、2015年 査読有

近藤 敦「自国に入国する権利と在留権：比例原則に反して退去強制されない権利」名城法学 64(4)、1-34頁、2015 査読無

Atsushi Kondo「Migration and Law in Japan」Asia & Pacific Policy Studies 2(1) 155-168頁 2014年 査読有

Atsushi Kondo「Can Japan turn to foreign workers?」East Asia Forum 1-3頁 2013年 査読無

Atsushi Kondo & Keizo Yamawaki「MIPEX and Japan: Findings and Reflections」OMNES 4(2) 59-80頁 2014年 査読有

近藤 敦「在住外国人の法的地位をめぐらる問題」都市問題 105巻5号 79-86頁 2014年 査読無

近藤 敦「移民問題」『現代史研究』8号 205-214頁 2012年 査読無

近藤 敦「国際比較のなかの日本の移民法制」法律時報 84巻12号 16-21頁 2012年 査読無

近藤 敦「移民統合政策指数(MIPEX)と日

本の法的課題」名城法学 62 巻 1 号  
77-107 頁 2012 年 査読無  
近藤 敦「『多文化共生社会』における登録制度・本人確認のあり方」部落解放 663 号 47-55 頁 2012 年 査読無  
近藤 敦「Migrant Integration Policy in Japan」『名城法学』61 巻 1 号 3-30 頁 2011 年 査読無  
近藤 敦「グローバル時代における国籍と市民権」『自由と正義』62 巻 4 号 39-49 頁 2011 年 査読無

〔学会発表〕(計 4 件)

近藤 敦「外国人の人権：憲法と国際人権法から」名古屋多文化共生研究会 名城大学 2015 年 7 月 25 日  
近藤 敦「Migrant Integration Policy in Japan - MIPEX 2010 and 2013 -」22 April 2014 Workshop “Histories, Allegiances, and Politics” at Department of Political Science at Johns Hopkins University 招待講演  
近藤 敦「Migration and Law in Japan」29 May 2013 Research Colloquium at East Asian Institute the University of Duisburg-Essen 招待講演  
近藤 敦「移民統合政策指数(MIPEX)と日本の法的課題」移民政策学会 早稲田大学 2012 年 3 月 17 日

〔図書〕(計 12 件)

近藤 敦「民主国家における外国人のシティズンシップ」錦田愛子編『移民/難民のシティズンシップ』有信堂、14-35 頁、2016 年  
近藤 敦「外国人の態様と権利の性質」『市民的権利』近藤敦編『外国人の人権へのアプローチ』明石書店、11-42 頁、2015 年  
近藤 敦「比例原則の根拠と審査内容の比較研究 収容・退去強制の司法審査にみる(国際人権)法の支配」『憲法の基底と憲法論 思想・制度・運用』信山社、815 - 837 頁、2015 年  
近藤 敦「外国人の権利と市民権〔国際比較の観点から〕」『なぜ今、移民問題か』藤原書店 280-287 頁 2014 年  
近藤 敦「外国人の公務就任権」『憲法判例百選 〔第 6 版〕』有斐閣 12-13 頁 2013 年  
近藤 敦「国籍・市民権 血統主義と属地主義」『外国人参政権』人の移動辞典』丸善出版 164-167 頁 2013 年  
近藤 敦「複数国籍の容認傾向」『越境とアイデンティフィケーション』新曜社

91-115 頁 2012 年  
Atsushi Kondo & Dragoljub Popovic “Rights of Non-citizens” Mark Tushnet, Thomas Fleiner & Cheryl Saunders eds. Routledge Handbook of Constitutional Law, Routledge, 349-360 頁 2012 年  
近藤 敦「外国人法制と多文化共生」曾我部真裕・赤坂幸一編『憲法改革の理念と展開 下』信山社 321 - 349 頁 2012 年  
近藤 敦「世界の移民受け入れ最新事情 - 外国人の市民権の国際比較 -」『多文化共生論』ひつじ書房 233-256 頁 2011 年  
近藤 敦「多文化共生政策とは何か」『外国人の権利と法的地位』『多文化共生政策へのアプローチ』明石書店 3-14 頁 42-67 頁 2011 年  
近藤 敦「Japanese Experience and Response in Combating Trafficking」『Human security and Transnational Crime and Human trafficking-Asian and Western Perspectives』Routledge 216-232 頁 2011 年  
近藤 敦「移民・外国人・多文化共生」『憲法理論の再創造』日本評論社 355-366 頁 2011 年

〔産業財産権〕

出願状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
出願年月日：  
国内外の別：

取得状況(計 0 件)

名称：  
発明者：  
権利者：  
種類：  
番号：  
取得年月日：  
国内外の別：

〔その他〕  
ホームページ等

6. 研究組織  
(1) 研究代表者  
近藤 敦 (KONDO ATSUSHI)  
名城大学・法学部・教授

研究者番号：30215446

(2)研究分担者 なし  
( )

研究者番号：

(3)連携研究者 なし  
( )

研究者番号：